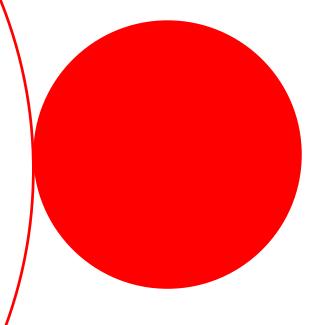
協会けんぽの 健康づくり支援サービス

令和5年8月31日 健康経営セミナー





- ① 健康づくり支援サービスについて
- ② 健康経営優良法人2024 (中小規模法人部門) 評価項目の解説

今、健康経営が注目されています

従業員の健康保持・増進の取り組みが、将来的に収益性を高める「投資」であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」という経営手法が注目されています。

人に関する経営課題

- ・人手不足
- ・病気などによる休職
- ・採用難
- ・人材の流出

健康経営の実践・効果

- ・労働生産性の向上
- ・病休・退職者の減少
- ・リスクマネジメント
- ・企業イメージの向上
- ・人材確保
- ・企業負担の軽減

従業員を大切にして、 長く働ける会社

従業員の意欲が高く、 いきいきと働ける会社

> 業績向上・ 企業価値の向上

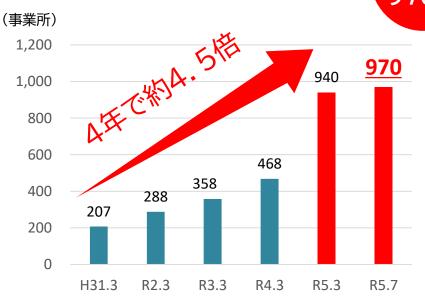
「健康アクション宣言」から始まります

健康宣言事業所数の推移(全国)

健康アクション宣言(滋賀)

R5.7現在 滋賀支部は **970**社





協会けんぽ滋賀支部では、事業所様が健康経営に取り組む第一歩として、「健康アクション宣言」へのエントリーをお勧めしています。

【健康アクション宣言の目的】

- ・経営者の方が、従業員の健康づくりに取り組むことを宣言し、社内外にアピールする。
- ・従業員の健康課題・現状を把握し、目標を設定して健康づくりに取り組む「きっかけ」とする。

健康アクション宣言のエントリーは簡単です

ステップ①

滋賀支部ホームページ からエントリーシート をダウンロード



ステップ②

裏面のチェックシートを 参考に、エントリーシー トの取組項目をチェッ クのうえ、事業所・担当 者様の情報をご記入く ださい



ステップ③

協会けんぽ 滋賀支部へ FAXまたは 郵送で提出



000

協会けんぽから「宣言証」 「宣言ボード」が届きます。 内外へのPRにご利用く



健康アクション宣言後のイメージ



健康経営優良法人2024

<申請期間>

大規模法人部門 8/21(金)~10/13(金)17時 中小規模法人部門 8/21(金)~10/20(金)17時

【健康経営優良法人認定要件】

1 健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診に活用できます

宣言証と宣言ボードをお送りします。 受付などに掲示して社内外にアピール しましょう。

協会けんぽの様々なサポートを利用して従業員の方の健康づくりに取り組みましょう。(後ほど詳しく説明)

毎年、健康度チェックシートや アンケート、事業所カルテ等をお送り しますので、現状や課題を把握しま しょう。

8月下旬に**健康経営優良法人認定**の申請が開始します。認定目指してチャレンジしましょう。

3月に健康経営優良法人が発表されます。積極的にアピールして企業価値を高めましょう。

健康づくりのかなめは健康診断から 生活習慣病予防健診をご利用ください。



生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減





7,169円 → 图 5,282円



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

胃部レントゲン検査

便潜血反応検査



メタボリックシンドロームとともに

※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなっている 状態のことです。



に活用できます

眼底検査といった、より詳細な健診です。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウィルス検査の自己負担も同様に軽減します。

労働安全衛生法に基づく定期健診に替えて受診いただけます!

【健康経堂優良法人認定要件】

2 40歳以上の従業員の健診データの提供 3-1-2 定期健診受診率(実質100%)

3-1-3 受診勧奨の取り組み

3-3-4 女性の健康保持・増進に向けた取り組み

健診は受けた後が大切です。 協会けんぽの健診はアフターフォローも充実!

健診を受けた後の行動こそが大切です!

健診

異常なし

引き続きの 健康づくり、 毎年の健診を!



生活習慣の改善が必要 特定保健指導を利用しましょう!

↑特定保健指導って?!

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある 40歳~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。 健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、 健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が 寄り添ってサポートします。

医療機関への受診が必要

医療機関に早期受診を!

₹ 未治療者への受診勧奨!

協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、LDL (悪玉)コレステロール値が「要治療」「要精密検査」と 判定された方で、医療機関への受診が確認できない方へ 受診をお勧めするご案内をお送りしています。

※令和6年10月より、被扶養者(ご家族)にも医療機関への受診の案内を お送りします。

特定保健指導の内容について

特定保健指導では対象者の健康に向けて目標と行動計画をサポートします! 健康や生活習慣を見直す良い機会です。



目標と行動計画の設定

20~30分の初回面談

ライフスタイルや体の状態に合わせて、運動や食事、喫煙、飲酒等の 生活習慣の改善に向けた取組を個別具体的に提案。健康に向けた 目標と行動計画を一人一人に寄り添って一緒に考えます。



3~6ヵ月チャレンジ

行動計画の実践

STEP1で考えた具体的な行動計画を実践。 保健師または管理栄養士が応援します。



目標達成度の チェック

GOAL!

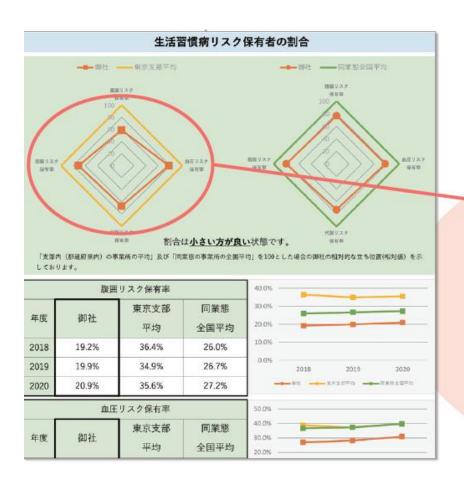
減量等、目標を達成できたかの確認を行うと ともに、引き続きの健康づくりについての取組を アドバイスします。

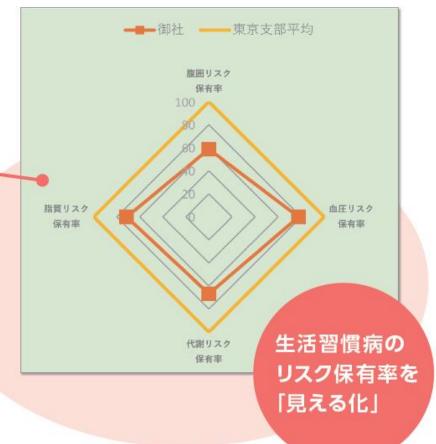
【健康経営優良法人認定要件】

3-1-3 受診勧奨の取り組み

3-3-1 特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み に活用できます

事業所の健康状態を確認できる 事業所カルテを毎年お届けします。





※事業所規模等に応じて、個々の事業所のデータではなく、業態別の平均値を記載した カルテを提供する場合があります。

【健康経営優良法人認定要件】

- 2-1 健康づくり担当者の設置
- 3-1-1 健康経営の具体的な推進計画
- 4 健康経営の取り組みに対する評価・改善 に活用できます

健康に関する様々な分野のエキスパートが 事業所で講座を開催する「健康教室」



令和5年度は この14項目で開催

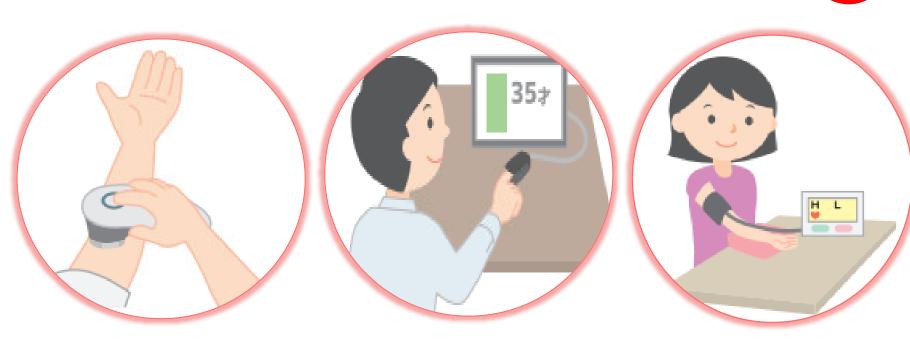


【健康経営優良法人認定要件】

3-2-1 管理職又は従業員に対する教育機会の設定 3-3-3 運動機会の増進に向けた取り組み に活用できます

		数 京 中 京 1回(04/25 35 + 15.4)
		教室内容1回60分(※テーマ5を除く)
	1	フェイスタオル(長さ70㎝程度)をご準備ください
		タオル筋トレで職場のパフォーマンス向上
運	2	重力と身体構造の関係を知ろう 次熱バランスを教える東京は、珊宮社等
Œ		<mark>姿勢バランスを整える肩こり・腰痛対策</mark> 筋肉の緊張と解放で得られるリラクゼーション体験
動	3	加肉の系成と呼放で待られるリブグセーション体験
⊘ =		身体が楽になると気分も楽になる!
編	4	動作が楽になる肩甲骨と骨盤の体操
		オンラインに特化したプログラムです
	5	就寝前に快眠エクササイズ(30分)
		なぜ睡眠が大切?パフォーマンスを向上させる
	6	睡眠改善セミナー
	-	心とからだの健康は腸から!
	7	今日からできる腸活セミナー
	8	「カロリー」だけを気にしているのはもう古い!
		食事の質の高め方
/ □	9	自分のストレス処方箋を作ってみよう!
知		メンタルヘルスの基本(行動編)
識	10	ストレスに折れない しなやかな心の作り方
⊔⊷х	10	メンタルヘルスの基本(思考編)
編	11	職場の元気の土台!
	• •	コミュニケーション講座
	12	今や現代病?!
	13	<mark>目からうろこの「目」の話</mark> どこを見てどう活かす?
		Cこを見てこう活がす? 健診結果のフル活用法!
		全人に1人はがんになる?!
	14	がんの予防とがん検診について
		いいなりまれている人は大きにしていて

従業員の皆様の健康づくりのきっかけにご使用いた だける「健康測定機器の貸出」



糖化度測定器

体内のたんぱく質の焦げ付きを測ることにより、 生活習慣病のリスクを調べます。

血管年齢測定器

動脈硬化の進み具合を調 べ、血管の硬さが何歳に 相当するかを算出します。

血圧測定器

無料

血管に絶えず圧力をかけている「血圧」は、健康を左右する大きな要因の一つです。

健康経営に役立つ 様々な情報をお届けします。







季節のけんこう(季刊誌)

健康や体の悩みに関する情報や手軽にできる筋トレ、 ヘルシーレシピ、健康経営 の取り組み方などを掲載し ています。

健康保険委員News(毎月)

健康経営お役立ち情報や、 法改正など、フレッシュな 情報をいち早くお届けしま す。事務手続冊子や健康啓 発ポスターなども一緒にお 届けしています。

【健康経営優良法人認定要件】 3-2-1 管理職又は従業員に対する教育機会の設定 に活用できます

健康経営事例集(年1回)

従業員の健康づくりの取り 組みが優秀な事業所様を取 材させていただき、取り組 み事例を掲載しています。

【健康経営優良法人認定要件】

4 健康経営の取り組みに対する評価・改善 に活用できます 11

健康経営セミナーや、ウォーキングイベントなど を開催しています。







健康経営セミナー

健康経営優良法人認定制度の申請方法や、事例発表など、健康経営推進のためのセミナーを開催しています。

枝豆ウォーク

毎年秋に琵琶湖畔での ウォーキングイベントを開 催しています。枝豆狩りも 無料で体験いただけます。

BIWA-TEKU ビワテク

バーチャルウォーキングラ リーができるアプリをダウ ンロードして参加いただけ ます。ポイントをためると 景品がもらえます。

【健康経営優良法人認定要件】 3-3-3 運動機会の増進に向けた取り組み に活用できます ① 健康づくり支援サービスについて

② 健康経営優良法人2024 (中小規模法人部門) 評価項目の解説

健康経営優良法人2024(中小規模法人)認定基準

(協会けんぽのサービス等を加えたもの)

<第9回健康投資ワーキンググループ事務局説明資料(令和5年7月18日)から一部抜粋>

大項目	中項目		項番	評価項目	認定要係	4	活用できる協会けんぽ等のサービス		
					必須				
1. 於	1. 経営理念(経営者の自覚)						健康アクション宣言		
2. 組織体制			2-1	健康づくり担当者の設置	必須		健康保険委員の登録・事業所カルテ		
			2-2	(求めに応じて) 40歳以上の従業員の健診データの提供	必須		生活習慣病予防健診		
	(4)	健康課題に基づいた 具体的な目標設定	3-1-1	健康経営の具体的な推進計画	必須		必須事業所		事業所カルテ
	(1) 従業員の健康課	健康課題の把握	3-1-2	①定期健診受診率(実質100%)	-左記①〜③ のうち 2 項目以上		生活習慣病予防健診		
	題の把握と必要 な対策の検討		3-1-3	②受診勧奨の取り組み		ブライト50	受診勧奨文書·生活習慣病予防健診		
			3-1-4	③ 5 0 人未満の事業場におけるストレスチェックの実施			滋賀産業保健総合支援センター (※)		
		ヘルスリテラシーの向上	3-2-1	④管理職又は従業員に対する教育機会の設定			健康教室・メルマガ・広報誌等回覧		
3.	(2) 健康経営の	ワークライフバランスの推進	3-2-2	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み	左記④~⑦ のうち		-		
	実践に向けた 土台づくり	職場の活性化	3-2-3	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み	1 項目以上	は左記選択項目	-		
制 度		仕事の治療の両立支援		⑦私病等に関する両立支援の取り組み(⑬以外)			滋賀産業保健総合支援センター (※)		
施策		具体的な健康保持・増進 施策	3-3-1	⑧保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み		項 目 ①	特定保健指導		
施策実行			3-3-2	⑨食生活の改善に向けた取り組み		<u>\$</u>	-		
			3-3-3	⑩運動機会の増進に向けた取り組み		の	ビワテク・健康ウォーク・健康教室		
	(3) 従業員の心と身 体の健康づくりに 関する具体的対 策		3-3-4	⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み	左記®〜⑮ のうち	うち 13	生活習慣病予防健診		
			3-3-5	②長時間労働者への対応に関する取り組み	4項目以上	項目以	滋賀産業保健総合支援センター (※)		
			3-3-6	⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み			滋賀産業保健総合支援センター(※)		
		感染症予防対策	3-3-7	・ 必感染症予防に関する取り組み ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		上	_		
		nt11.135 + 1.655	3-3-8	⑤喫煙率低下に向けた取り組み			-		
		喫煙対策	3-3-9	受動喫煙対策に関する取り組み	必須		-		
4. 評価·改善		4	健康経営の取り組みに対する評価・改善	必須		健康経営事例集・事業所カルテ			
5. 法令遵守・リスクマネジメント (自主申告) ※誓約書参照		5	定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等	必須		- 1 /			

<第9回健康投資ワーキンググループ事務局説明資料(令和5年7月18日)から一部抜粋:

1. 健康宣言の社内社外への発信・経営者自身の健診受診

★ Q6. 健康宣言を実施していますか。(1つだけ)

- 1 申請日時点で加入している保険者が実施する健康宣言事業に参加している
- 2 2022年4月1日以降に加入保険者の変更があり、以前の加入保険者が実施する健康宣言。
- 3 (保険者が健康宣言事業を実施していない場合)自治体独自の健康宣言事業に参加している
- 4 (保険者および自治体が健康宣言事業を実施していない場合) 自社で独自に健康宣言を実施して
- 5 健康宣言を実施していない ⇒不適合

<**協会けんぽのサポート>** 健康アクション宣言に参加 していればチェック

★ SQ5. (Q6で、「1」~「4」のいずれかとお答えの場合)健康宣言をどのように社内に発信していますか。 (いくつでも)

- 1 従業員に対する個人宛通知や文書回覧を通じて周知している
- 2 掲示板やイントラネットに掲示して従業員に周知している
- 3 従業員全員がいる場面 (例:朝礼、全体会議) での文書配布等により周知している
- 4 従業員の誰もが目にする場所に掲示して周知している
- 5 目社のHP等に公開していることを従業員に周知している
- 6. 自社のFacebook等のSNSを通じて発信していることを従業員に周知している
- 7 加入保険者のHPに公開されていることを従業員に周知している
- 8 特に社内向けに周知・発信していない/一部の従業員向けにしか発信していない⇒不適合

<**協会けんぽのサポート>** 宣言証を掲示して周知して いればチェック

★ SQ6. (Q6で、「1」~「4」のいずれかとお答えの場合)健康宣言をどのように社外に発信していますか。 (いくつでも)

- 1 事務所入口等、来訪者がいつでも閲覧できる場所に掲示している
- 2 社外向けに自社のHP等で公開している
- 3 社外向けに自社のFacebook等のSNSを通じて発信している
- 4 加入保険者のHPで公開している
- 5 社外向けに各種メディアに掲載している
- 6 社外向けに求人広告、パンフレット等に掲載している
- 7 特に社外向けに周知・発信していない ⇒不適合

<協会けんぽのサポート> 宣言エントリー時に公表不 可としていなければ、滋賀 支部ホームページに社名を 掲載しています。

〇ポイント Q 6:滋賀支部の健康アクション宣言に参加していれば、"1"をチェック。SQについても、取り組みに応じてチェック。

<第9回健康投資ワーキンググループ事務局説明資料(令和5年7月18日)から一部抜粋:

2-1. 組織体制(健康づくり担当者の設置)

- ★ Q8. 各事業場に健康づくり担当者を設置していますか。 (1つだけ)
 - 1 すべての事業場に対し、健康づくり担当者を設置している
 - 2 健康がり担当者を設置していない事業場がある ⇒ 不適合

<**協会けんぽのサポート>** 健康保険委員にご登録いただく と定期的に健康づくりに関する 情報を提供いたします

★ SQ1. (Q8で、「1」とお答えの場合)健康づくり担当者はどのようなことを実施していますか。 (いくつでも)

- 1 全計または事業場における健康経営施策立案を行っている
- 2 全社の健康経営施策立案に基づいた事業場における施策実行支援を行っている
- 3 全社の健康経営施策立案に基づいた事業場における施策の進捗管理を行っている
- 4 経営者層に対して、健康経営の取り組みの方針や進捗状況、結果等に関する報告・相談を行っている
- 5 産業医や保健師等の産業保健スタッフを通じた従業員の健康課題の把握や、 産業保健スタッフに対する健康経営の取り組み方針や進捗状況、結果等に関する 報告・相談を行っている
- 6 保険者からの情報提供(ヘルスケア通信簿等)を通じた従業員の課題把握や 保険者に対する健康経営の取り組みの方針や進捗状況、結果等に関する 報告・相談を行っている
- 7 定期健康診断や保健指導の予約、従業員への周知等の実務を行っている
- 8 特定健診・特定保健指導の実施に関する保険者との連絡窓口になっている
- 9 特に行っていない ⇒不適合

<**協会けんぽのサポート>** 事業所カルテを活用して いればチェック

Oポイント

Q8:事業場ごとに「健康づくり担当者」を設置(健康保険委員をご登録ください)していれば、"1"。SQに進みます。 "2"はNG。

 $SQ1: 「健康づくり担当者」の活動内容について、<math>1\sim8$ の該当項目をすべてチェック。"9"はNG。

<第9回健康投資ワーキンググループ事務局説明資料(令和5年7月18日)から一部抜粋>

2-2. 組織体制((求めに応じて)40歳以上の従業員の健康診断データの提供)

- ★ Q9. 加入している保険者に対して、40歳以上の従業員の健康診断のデータを提供していますか。 (1つだけ)
 - <u> 1 厚生労働省の推奨(※)するXML形式のフォーマットでデータ提供済み</u>
 - 2 その他保険者が指定する電子記録(CSV形式等)でデータ提供済み
 - 3 1または2以外の形式(pdf形式や紙媒体など)でデータ提供済み
 - 4 データは未提供だが、提供について保険者へ同意書等を提出している
 - 5 40歳以上の従業員がいない
 - 6 データ提供について保険者に意思表示をしていない ⇒不適合

<協会けんぽのサポート> 生活習慣病予防健診を利用 していればチェック

Oポイント

Q9:従業員が協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診していれば、"2"をチェック。

滋賀支部に定期健診データの提供について「同意書」を提出のうえ、紙媒体で提出していれば、"3"をチェック。

滋賀支部に定期健診データの提供についての「同意書」を提出していれば、"4"をチェック。

40歳以上の従業員がいない場合は、"5"をチェック。

☞ "6.データ提供について保険者に意思表示をしていない"の場合はNG、「同意書」を滋賀支部にご提出ください。

<第9回健康投資ワーキンググループ事務局説明資料(令和5年7月18日)から一部抜粋

3-1-1. 健康課題に基づいた具体的目標の設定

- ★ Q10. 自社従業員の健康課題を踏まえ、健康経営の具体的な推進計画等を設定していますか。(1つだけ)
 - 1 具体的な推進計画を策定し、数値目標、実施主体、達成期限を定めて推進している
 - 2 特に定めていない(定めていない項目がある) ⇒ 不適合

★ SQ1. (Q10で、「1」とお答えの場合) どのように従業員の健康課題を把握していますか。 (いくつでも)

- 1 健康診断結果を集団ごとに集計・分析をして把握している
- 2 ストレスチェック結果を集団ごとに集計・分析をして把握している
- 3 勤怠管理システム等から勤怠データ、有給取得状況等を集計・分析をして把握している
- 4 産業医、保健師、地域産業保健センターの担当者等の産業スタッフとの対話を通じて把握している
- 5 保険者との対話を通じて把握している(協会けんぽが実施するヘルスケア通信簿等も含む)
- 6 健康経営アドバイザーや外部コンサルとの対話を通じて把握している
- 7 独自に健康課題に関する従業員アンケートを実施して把握している
- 8 従業員との個別面談やミーティングを通じて健康課題を把握している
- 9 従業員本人に健康課題や目標を記載してもらっている

<**協会けんぽのサポート>** 事業所カルテを活用して いればチェック

Oポイント

Q10:滋賀支部の健康アクション宣言に参加して、健康度チェックシートで健康課題を把握しましょう。

その課題に対して具体的な計画や数値目標を設定し、実施主体・責任担当者を定め、達成期限・スケジュールを定めていれば "1"をチェック。 "2"はNG。

SQ1:事業所カルテを活用すれば、"5"をチェック。

<第9回健康投資ワーキンググループ事務局説明資料(令和5年7月18日)から一部抜粋

3-2-1. 管理職・従業員への教育

1 従業員に対して社内で研修を実施している
2 管理職に対して社内で研修を実施している
3 従業員を社外の研修に参加させている
4 管理職を社外の研修に参加させている
5 衛生管理者や健康づくり担当者等の代表者を社外の研修に参加させている
(ただし、従業員の健康リテラシーの向上を目的としていない専門職向けの専門職研修は除く)
6 心身の健康に関する検定等の受講・取得支援(対象期間中に支援実績がある場合のみ)

★SQ1. (Q14で、「1」~「6」のいずれかとお答えの場合) どのようなテーマで実施していますか。 (いくつでも)

1 ヘルスリテラシーの向上	2 ワークライフバランスの推進
3 職場の活性化	4 病気の治療と仕事の両立支援
5 保健指導の実施	6 健康増進・生活習慣病予防、転倒等予防対策(食事・運動等)
7 肩こり・腰痛等の筋骨格系の症状の予防	
8 感染症予防対策	9 過重労働対策
10 メンタルヘルス対策	11 その他健康関連全般

★SQ2.(Q14で、「5」とお答えの場合)研修内容を他の受講すべき従業員・管理職にどのように伝達していますか。(いくつでも)

- 1 個人宛通知による周知を行っている
 - 2 文書回覧を通じて周知を行っている
 - 3 朝礼や会議等の受講すべき者がいる場での周知を行っている

7 特に行っていない ⇒Q15も非実施の場合、評価項目不適合

- 4 受講すべき者が目にする場所やイントラネットへの掲示による社内向けの周知を行っている
- 5 特に伝達していない ⇒不適合

Oポイント

Q14:研修による場合の実施状況について、 $1 \sim 7$ の該当項目をすべてチェック。 "7"はNG。

 $SQ1: 1 \sim 11$ の該当項目をすべてチェック $SQ2: 伝達方法について、1 \sim 4$ の該当項目をすべてチェック。"5"はNG。

<第9回健康投資ワーキンググループ事務局説明資料(令和5年7月18日)から一部抜粋:

3-2-1. 管理職・従業員への教育

★ Q15. 全従業員に対し、健康をテーマとした情報提供および周知を行っていますか。 (1つだけ)

- 1 毎月1回以上の頻度で行っている
- 2 毎月1回未満の頻度で行っている ⇒不適合
- 3 特に行っていない ⇒不適合

<協会けんぽのサポート> 毎月お送りする健康保険委員向け 広報誌の回覧や、毎月配信するメル マガをご活用ください

★ SQ1. (Q15で、「1」とお答えの場合) どのようなテーマで実施していますか。 (いくつでも)

1 ヘルスリテラシーの向上	2 ワークライフバランスの推進	
3 職場の活性化	4 病気の治療と仕事の両立え	支援
5 保健指導の実施	6 健康増進・生活習慣病予防、	、転信
7 肩こり・腰痛等の筋骨格系の症状の予防		
8 感染症予防対策	9 過重労働対策	
10 メンタルヘルス対策	11 その他健康関連全般	
		

<**協会けんぽのサポート>** 様々なジャンルの情報を定 期的にお送りいたします

転倒等予防対策(食事・運動等)

Oポイント

Q15:情報提供および周知の実施状況について、1をチェック。 "2"、"3"はNG。

個人宛通知・メールや文書回覧等、従業員個人に届く方法で行うこととし、単なる掲示等による情報提供は除く。

SQ1:テーマについて、 $1 \sim 11$ の該当項目をすべてチェック。

<第9回健康投資ワーキンググループ事務局説明資料(令和5年7月18日)から一部抜粋:

3-3-1. 保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み

★ Q19. 保険者による特定保健指導の実施を促すために事業主側としてどのような取り組みを行っていますか。 (いくつでも) <協会けんぽのサポート>

> 1 事業主側から対象の従業員に特定保健指導の案内を周知している (例:健診結果の返却時に特定保健指導の案内を同封する等) 2 特定保健指導実施の支援を行う担当者を設置している 3 管理職に対して、特定保健指導の重要性を伝えた上で、業務上の配慮をするよう指導を行っている 4 特定保健指導実施時間の就業時間認定や有給の特別休暇付与を行っている 5 社内にて特定保健指導実施場所を提供している 6 対象者が特定保健指導を受けやすいよう、特定保健指導と労働安全衛生法の事後措置とを一体的に実施している

- 7 事業場や対象者の繁閑を保険者と共有し、対象者が特定保健指導を利用しやすい環境を作っている (例:健康診断と同日での初回面談の実施、勤務シフトの調整等)
- 、8 事業場からオンラインで特定保健指導を受けられる環境を整備している
- 9 特に行っていない ⇒020も非実施の場合、評価項目不適合
- ★ Q20. 健康診断の結果を踏まえ、特に健康の保持に努める必要があると認められる従業員に対し、 保健指導(特定保健指導を除く)を実施していますか。 (1つだけ)
 - 1 産業医、保健師、地域産業保健センター等による保健指導を実施した
 - 2 実施しなかった/対象者がいなかった ⇒Q19も非実施の場合、評価項目不適合

Oポイント

Q19:保健指導(特定保健指導を除く)の実施を行っている場合は、組織としての取り組みについて、

1~7の該当項目をすべてチェック。"8"はNG。

Q20:特定保健指導以外の保健指導を行っている場合は、1をチェック。

労働安全衛生法第66条の7に基づく有所見者等に対する保健指導を想定(法令上は努力義務)。

<第9回健康投資ワーキンググループ事務局説明資料(令和5年7月18日)から一部抜粋>

<協会けんぽのサポート>

3-3-3. 運動機会の増進に向けた取り組み

★ Q22. 運動機会の増進に向けた普及啓発等の具体的な支援として、どのような取り組みを行っていますか。(いくつでも)

ビワテクアプリ 健康ウォーキング 運動機能のチェック(体力測定、転倒等リスク評価セルフチェック、ロコモチェック等 健康教室(運動) の活用 2 職場外のスポーツクラブ等との提携・利用補助を行っている 3 職場内に運動器具やジム、運動室等を設置している 4 運動奨励活動(歩数計の配布、歩行や階段使用の奨励、表彰等)や運動促進のためのツールの提供を 行っている 5 個別の状況やニーズに適した運動指導(運動メニューの作成等)を行っている 6 スポーツイベントの開催・参加補助を行っている 7 心身の健康増進を目的とした旅行(ヘルスツーリズム)を開催し、運動の習慣付けの指導を行っている 8 職場において集団で運動を行う時間を設けている(例:ラジオ体操、ストレッチ、ヨガ等) 9 官公庁・自治体等の職域の健康増進プロジェクトへ参加している (例:スポーツ庁「FUN+WALK PROJECT |等) 10 スポーツ庁「スポーツエールカンパニー」の認定を取得している 11 立ち会議スペースや昇降式デスク等、通常の勤務を通じて運動量が向上するオフィス設備を設置している 12 運動習慣定着のため、徒歩通勤や自転車通勤のための支援や働きかけを行っている 13 運動機会の増進を目的とした同好会・サークル等の設置・金銭支援や場所の提供を行っている 14 特に行っていない ⇒評価項目不適合

Q22:従業員の運動機会の増進に向けた普及啓発の継続的に行っている取り組みについて、 $1 \sim 13$ の該当項目をすべて チェック。 "14"はNG。

教育・研修や保健指導、情報提供(ポスター掲示等)は除きます。

健康経営のPDCAサイクルの実践に

取り組みましょう

